

特記仕様書への記載例

第〇条 週休 2 日工事の試行について

本工事は、受注者希望型の週休 2 日試行工事である。

実施については、奈良県食と農の振興部「週休 2 日試行工事」実施要領により行うものとする。

(費用の計上)

発注者は、受注者が週休 2 日を実施しなかった場合や週休 2 日が達成できなかった場合は、当初計上している 4 週 8 休以上相当の補正係数を別表に掲げる補正係数に変更し、減額変更を行う。

【別表】

■補正係数（土地改良事業等請負工事）

	〈当初計上〉 現場閉所率 28.5% 以上 (4 週 8 休以上 相当)	現場閉所率 25% 以 上、28.5% 未 満 (4 週 7 休 以上 8 休 未 満 相 当)	現場閉所率 21.4% 以上、25% 未 満 (4 週 6 休 以上 7 休 未 満 相 当)	現場閉所率 21.4% 未 満 (4 週 6 休 未 満 相 当)
労務費	1.05	1.03	1.01	1.00
機械経費 (賃料)	1.04	1.03	1.01	1.00
共通仮設費率	1.04	1.03	1.02	1.00
現場管理費率	1.09	1.07	1.05	1.00

※労務費に関し労務費分が明らかになっていない市場単価費について補正の対象としない。

※発注者は、現場閉所の達成状況に応じて、当初計上している 4 週 8 休相当の補正係数を上表に掲げる補正係数に変更する。

(工事成績評定)

発注者は週休 2 日試行の対象工事において、受注者が週休 2 日の実施を選択し、かつ、4 週単位での週休 2 日を実施した場合は、工事成績評定において評価するものとする。なお、4 週単位の週休 2 日を実施できなかった場合であっても、工事成績評定における減点を行わない。

(アンケート調査及びヒアリングの実施)

受注者は、発注者が週休 2 日試行に関するアンケート調査及びヒアリングを実施する場合は、調査に協力し、アンケート調査においては完成検査日までにアンケートの回答を監督職員に提出するものとする。